

公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合

1. 団体において行っているスポーツ振興に向けた取組状況・成果

(1) 公益事業

「ファミリー健康体力向上事業」:

家族で体力測定に参加し、それぞれの体力等の状況を確認し合い、家族そろってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力の向上や心身の健康の保持増進を目的とした公益事業である。この事業は、中央講習会にてファミリー健康体力向上アドバイザーを養成し、助成を受けた都道府県内にてアドバイザーを中心に体力測定と体力向上事業を展開する事業であり、参加者のスポーツ参加の契機として機能してきた。令和 7 年度の中央講習会は新宿コズミックセンターで開催された。

(2) 研修事業

①全国スポーツ推進委員研究協議会:

全国のスーポーツ推進委員が年に一度、生涯スポーツの今日的課題について研究協議し、スポーツ推進委員の資質向上を図るための研究協議会である。スポーツ推進委員の役割や現代的課題についての理論と実践について学習できる貴重な機会となってきた。令和 7 年は、第 66 回全国スポーツ推進委員研究協議会長野大会が開催され 3,300 名の推進委員の参加があった。

②スポーツ推進委員地区研修会:

全国を 9 地区に分け、各地区研修会に助成をし、スポーツ推進委員の資質向上を図っている。本研修会では、推進委員の資質向上だけでなく、各地区間での情報交換が促されることにより事業の改善や協力関係が生まれている。

③スポーツ推進委員リーダー養成講習会:

各地区で将来の幹部・リーダーとなり得る人材養成を目的に、各都道府県から 2～3 名を東京都内に派遣してもらい研修を行っている。研修後は、各地区に戻り、初任者研修の企画・運営、講師を務めている。毎年、約 80 名の推進委員が研修を受けている。

④都道府県スポーツ推進委員研修会:

スポーツ環境の変化に伴う多様な情報等を市区町村が共有することを目的とした都道府県スポーツ推進委員研修会に助成をしている。市区町村間の情報交換が促され、活動の質的向上に貢献してきた。令和 6 年度は、各都道府県で実施する 39 件のスポーツ推進委員研修会に対して連合から一律 5 万円の助成を行った。

⑤スポーツ推進委員初任者研修会:

スポーツ推進委員の資質向上の必要性が指摘される中、初任者研修は重要な役割をもつ研修会であり、なり手不足の中、次世代の推進委員養成に貢献してきた。令和 6

年度は、一律 5 万円で、助成対象は 30 件であった。

(3) 資質向上のための出版

①機関紙「みんなのスポーツ」:

約 50 年にわたり、全国スポーツ推進委員連合の機関紙「みんなのスポーツ」の編集・出版事業を継続してきた。スポーツ推進委員の資質向上や情報交換に機能している。

②「スポーツ推進委員ハンドブック」編纂・普及:

スポーツ推進委員の制度や役割、国や自治体のスポーツ政策等を、スポーツ推進委員が理解しておかねばならない事項を「スポーツ推進委員ハンドブック」として編纂・出版し、各種協議会や研修会にてテキストとして活用している。

(4) 表彰事業

全国スポーツ推進委員連合では、表彰規程を設け、被表彰者の推薦基準に基づき、「スポーツ推進委員功労者表彰」「30 年勤続スポーツ推進委員表彰」「スポーツ推進委員優良団体表彰」「賛助会員表彰」を行ってきた。

(5) スポーツ関連事業への協力

①生涯スポーツ・体力づくり全国会議:

毎年実施されている生涯スポーツ・体力づくり全国会議のスポーツ庁等主催団体の一員として、実行委員会に協力してきた。令和 7 年度は第 2 分科会の企画運営を担当する。

②「Sport in Life コンソーシアム及び中央会議」:

「Sport in Life コンソーシアム」の中央幹事会の一員としてスポーツ庁のプロジェクトに協力している。

2. 現状、団体において抱えている課題

(1) スポーツ推進委員の活動に対する支援の温度差:

市区町村さらに都道府県によってスポーツ推進委員に対する支援に温度差がある。

(2) スポーツ推進委員に対する期待の不明確さ:

総合型地域スポーツクラブ育成、学校部活動の地域展開などの施策におけるスポーツ推進委員の関わりが不明確であったり、推進委員に情報が下りてこない。行政からの推進委員へのアプローチがない。

(3) スポーツ推進委員に対する低い認知度:

スポーツ推進委員との協議会や意見交換で頻繁に出てくる課題である。認知度の関する客観的なデータはないが、スポーツイベントやスポーツ教室を行っても、誰が開

催しているか知らない住民が多い。市区町村の行政関係者でも理解していない職員も多い。

(4) 人材不足（なり手不足）：

スポーツ推進委員のなり手が不足している。特に、若手の人材が不足し、後継者問題にも発展している。低い認知度、後に述べるインセンティブの低さ、委嘱制に移行したことで行政職員が定数を埋める努力をしなくなった。

(5) 資質向上：

スポーツ推進委員の資質向上は、体育指導委員時代から指摘されてきた課題である。その原因の多くは、スポーツ推進委員自身にあるのではなく、推進委員の選任・委嘱の方法、委嘱後の研修、インセンティブに問題がある。行政が責任をもって、適任者を探し・委嘱する、委嘱後は十分な研修機会を設ける、やりがいを感じられるインセンティブを工夫するなどの取り組みが必要である。

(6) インセンティブ：

やりがいを感じられるインセンティブを考える必要がある。スポーツ推進委員の年間平均報酬額は、47,000 円で、約 40%の市町村は年間 2～4 万円の報酬となっている。また、金銭的なインセンティブだけでなく、認知度と活動の評価度を上げる取り組みも求められる。

(7) 市区町村のスポーツ推進体制の整備：

スポーツ推進委員の活動が停滞している自治体では、担当者のスポーツ推進委員制度に対する認識が低い自治体が多く、市町村格差が大きい。スポーツ基本法で「連絡調整」が明記されたが、行政担当者が一緒に「連絡調整」に関わらなければ推進委員の連絡調整機能は発揮できない。

(8) 教育委員会規則の再検討：

上記課題に関連して、スポーツ基本法で「連絡調整」機能が期待されるようになったが、教育委員会規則に変更がない自治体もある。

また、「連絡調整」は記載されたが、その内実についての議論がどこまで進んでいるか不明である。体育指導委員との機能の違いを認識していない自治体が多い。

(9) 全国スポーツ推進委員連合の事務機能の整備：

公益社団法人全国スポーツ推進連合は、わが国唯一のスポーツ法である「スポーツ基本法」で位置づけられたスポーツ推進員を統括する組織で、5 万人もの普通会員（年会費 500 円を個人負担）を抱えているにもかかわらず、事務局長 1 名、事務員 1 名の 2 名で運営されている。新規公益事業を企画するにしても、外部資金を受けるにしても事務機能の体制が整っているとは言い難い。

3. 第 4 期スポーツ基本計画において期待すること

(a) 5 万人のスポーツ推進委員は、スポーツ実施率の向上及び Sport in Life の実現、さら

に部活動の地域展開にとって欠かすことのできない人的資源であることを計画に明確に位置付け、その役割を明示して欲しい。

(b)現在進行している学校部活動の地域展開をめぐっては、“実行会議のとりまとめ”などでスポーツ推進委員の名称が記載され、他団体と役割分担するとされているが、推進委員に何が期待されているか、その役割を明記して欲しい。

(c)学校部活動の地域展開だけでなく、高齢者の健康づくりや障がい者のスポーツ支援などについてもスポーツ推進委員の重要性を明記して欲しい。

(d)総合型地域スポーツクラブの質的充実をめぐって、さらには総合型クラブの再構築をめぐって、スポーツ推進委員による多様な組織・団体との連絡調整が必要であることを明記して欲しい。

(e)スポーツ基本法で規定されたスポーツ推進委員の「連絡調整」をめぐっては、総合的な生涯スポーツ推進を目指して市区町村教育委員あるいはスポーツ部局と協働して、スポーツ少年団やスポーツ協会だけでなく、大きな地域課題となっている学校部活動の地域展開との連携や介護予防、障がい者福祉、観光などの部局との連絡調整を図ることを明記して欲しい。

(f)スポーツ推進委員の選任・委嘱については、スポーツ推進委員協議会はもとより、スポーツ団体や地域団体と協働して、行政が責任をもって適任者を人選することを明記して欲しい。

(g)スポーツ推進委員の連絡調整機能を発揮するため、スポーツ推進委員の資質向上を目指したオン・ザ・ジョブ研修会など日常的な研修の機会を、行政担当者とともに企画・運営することを推奨して欲しい。

(h)市区町村スポーツ基本計画においてはスポーツ推進委員の役割を明確に記述し、住民への啓発を図ることの記載を入れて欲しい。さらには市区町村教育委員会規程などにおけるスポーツ推進委員の連絡調整機能の明確な規定の確認と行政による指導の必要性を明記して欲しい。

(i)都道府県行政には、市区町村スポーツ推進委員協議会の活動に関わらない担当が出てきている。推進委員が市区町村の委嘱であっても、都道府県には市区町村の指導と支援を期待することを明記して欲しい。